

発行日：平成 22 年 8 月 10 日（火）

ニュースレター

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5215-1831 FAX03-5215-1381

★★ 今月のテーマ ★★

介護と介護保険にまつわる話し

平成 12 年 4 月 1 日に介護保険法が施行され、本年で 10 年となりました。40 歳から介護保険料も負担することだけではなく、実際に介護保険制度を利用する場面で何をいくら保障してくれるか分りづらい点も多くあります。今回は、介護保険制度利用の概要についてご案内いたします。

1. 介護保険制度の現状：認定者はガン患者の 3 倍

介護保険制度がスタートした平成 12 年 4 月に 218 万人だった要介護認定者は、平成 21 年 4 月には 469 万人（115%増）、介護サービス受給者は 149 万人から 384 万人（158%増）と 10 年で 2 倍以上となっています。施設や介護の担い手不足、財源確保等の問題もあり、自己負担もさらに増えそうな環境です。自宅介護と施設介護など自己負担の準備によっては介護者負担の差が開いてしまうリスクも含んでいます。

2. 介護サービスを利用するための流れと自己負担額

①介護サービスを利用できる条件

65 歳以上の方の場合、病気等の原因を問わずにサービスを受けることができます。しかし、40 歳～64 歳の方の場合は介護が必要になった事の原因が、特定疾病（末期がん、初老期における認知症、関節リウマチ、骨折を伴う骨粗鬆症、脳血管疾患等）である場合に限り、利用することができます。

②要介護認定

市区町村に申請し、「要介護認定」を受ける必要があります。調査員の訪問調査や医師の意見により、介護の必要性から 7 段階の認定結果が通知されます。地域の支援センターや居宅介護支援事業者に相談の上「ケアプラン」を作成し、それに基づいて介護サービスを受けることとなります（要支援の場合は介護予防サービス）。訪問介護や通所リハビリ等介護サービス利用料の 1 割が自己負担額となり、認定の段階により 1 ヶ月あたりの上限が異なります。

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 ヶ月の自己負担限度額	4,970 円	10,400 円	16,580 円	19,480 円	26,750 円	30,600 円	35,830 円

※受けるサービスにより限度額に差が生じます。

③高額介護サービス費

1 ヶ月に支払った自己負担額の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が 37,200 円（世帯全員が住民税非課税の場合はさらに減額となります。）を超えた時には、申請により超過分が「高額介護サービス費」として後から支給されます（市区町村によっては自動的に通知されます）。なお、福祉用具購入費・住宅改修費の 1 割負担や、施設サービス等での食費、その他の日常生活費等は含まれません。

3. 介護休業、介護休業給付

ご家族が介護を必要とされる状況になったとき、介護保険での経済的負担軽減のみならず、実際には人手が必要になります。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある家族 1 人あたり、93 日までの介護休業ができることとされています。また、その間給与のおよそ 40%が介護休業給付として支給されます。

4. 民間の介護保険

生保・損保会社も介護を対象とした保険を販売し始めました。いづれも「介護〇〇保険」とうたっていますが、保険金を請求できる基準で各社違いがあります。例えば公的介護保険との連動で要介護 4 以上から請求できる会社もあれば、2 以上からでも請求できる会社もあります。また一時金一回限りであったり、介護認定と連動で終身保障の年金が受け取れる会社もありますのでご検討時には注意が必要です。

公的介護保険についても、特別養護老人ホームに入所した際の自己負担額や、住宅改修の支給対象の範囲等、市区町村により違いがありますので必ず事前にお住まいの市区町村窓口にご確認ください。

本内容に関するお問い合わせは 佐藤・高澤まで